

栃木市介護予防・日常生活支援総合事業の制度改正に係る説明会
質問事項に対する回答（令和元年9月30日現在）

No.	分類	質問事項	回答
1	共通	要支援2の方は、同サービスの中で「従前相当サービス」と「緩和した基準によるサービス」とを併用することは可能か。	同サービス内での併用はできません。 【例1】「通所介護相当サービス」と「緩和した基準による通所型サービス」の併用は不可。 【例2】「訪問介護相当サービス」と「緩和した基準による通所型サービス」の組み合わせは可能。
2	共通	資格が令和2年2月末までの有効期間で令和2年3月サービス提供分からケアプラン変更となる更新者までは、従前相当サービスの利用を継続することは可能か。	制度改正は令和2年4月1日を予定していますが、今後新たにサービスを必要とされる方、また、ケアプランを見直す方についても極力今回の制度改正の考え方に沿った形で「緩和した基準によるサービス」の利用に繋がられるようご協力をお願いいたします。 なお、制度改正の考え方については、令和2年4月サービス提供分から適用させるため、3月末で有効期間が切れる更新者への対応が必要となりますので、ご注意ください。（要支援者については2月の更新申請から、事業対象者については3月のチェックリスト実施から）
3	共通	制度改正の内容について、利用者や家族に対していつどのような形で説明がされるのか。 広報への掲載はあるのか。	地域包括支援センターの窓口やサービス担当者会議、モニタリング等の場を用いて個別に周知を図っていきたいと考えていますので、事業所の皆様にもご協力をお願いいたします。 広報とちぎへの掲載は予定しておりません。
4	共通	「緩和した基準によるサービス」の指定を受ける事業所の公表時期はいつ頃になるか。	令和2年3月までに指定を受ける事業所については、随時、市ホームページにて公開していきます。 令和2年4月指定予定の事業所については、令和2年1月末時点と2月末時点で情報提供いたしますので、地域包括支援センターへお問い合わせください。

No.	分類	質問事項	回答
5	共通	「従前相当サービス」から「緩和した基準によるサービス」へ移行する場合は、サービス担当者会議が必要となるか。	今回の制度改正については、基本的に新規利用やケアプラン更新のタイミングで移行を図っていくものであるため、サービス担当者会議は必要となります。 ただし、ケアプラン期間中に移行する場合で、厚労省通知（平成22年7月30日付け、老介発0730第1号）による軽微な変更該当する場合は、利用者及び家族、関係事業所間の調整が図られていることを前提に省略することも差し支えありません。
6	共通	事業対象者及び要支援1の方の更新の際、仮に「緩和した基準によるサービス」の受入先が見つからない場合、サービス利用はできなくなるのか。やむを得ない事情として「従前相当サービス」の利用が可能か。	事業対象者及び要支援1の方の「従前相当サービス」の例外利用の取り扱いについては、説明会資料6でお示ししたとおりです。 市では今後も「従前相当サービス」事業所の皆様へ「緩和した基準によるサービス」の指定取得をお願いし、受入先の確保に努めてまいります。 ケアマネジャーの皆様には、地域資源（地域のサービスや活動の場）の活用も視野に入れながらケアプランを作成するなど、利用者の自立支援が図られるようご協力をお願いいたします。
7	共通	既に「緩和した基準によるサービス」の指定を受けている場合で、サービス提供形態等報告書の内容を変更する場合は、変更届出書の提出が必要か。	提供日や提供時間、サービス提供単位等、運営規程に定める項目に変更がなければ、変更届出書の提出は必要ありません。 サービス提供内容等の変更の場合は、変更後のサービス形態等報告書のみご提出ください。
8	通所型サービス	制度改正に伴い「緩和した基準によるサービス」の提供時間が「2時間から9時間」に変更されるが、令和2年4月までは現行どおり「2時間から4時間」での提供を行う形となるか。	説明会においては、ご質問のとおり説明いたしましたが、「緩和した基準によるサービス」の提供がスムーズに実施できるよう、提供時間の取扱いについては、令和元年10月より「2時間から9時間」でのサービス提供ができるよう規定を変更いたしました。

No.	分類	質問事項	回答
9	通所型サービス	「通所介護等」と「緩和した基準による通所型サービス」を一体的に提供する場合の利用定員や人員基準、面積基準について、具体例や必要となる手続きを示してほしい。	別紙のとおり
10	通所型サービス	事業対象者及び要支援1の方が「緩和した基準によるサービス」を週1回利用しながら、同一事業所での「従前相当サービス」(食事・入浴あり)を自費で利用することは可能か。	「緩和した基準によるサービス」については、入浴を含まないサービスとして想定しています。事業対象者及び要支援1の方に対して入浴介助が必要な場合には、例外利用の取り扱いにより、「従前相当サービス」の利用をケアプランに位置付けた上で提供されることが適切と考えます。 「緩和した基準によるサービス」の利用者が、入浴を行うことが仮にあったとしても、利用者に費用負担を求めることは不適切と考えます。
11	通所型サービス	既に単独型での「緩和した基準によるサービス」の指定を受けているが、同一事業所内において単独型と併せて一体型での提供を行うことは可能か。	人員や面積等の指定基準を満たしていれば、同一事業所内において単独型と一体型を併せて設定することも差し支えありません。この場合、変更届出書の提出が必要となります。
12	通所型サービス	「緩和した基準によるサービス」において、例えば1日1単位として9時～16時の7時間をサービス提供単位とする場合で、7時間未満での利用者の受入れをする場合については、それぞれの時間に応じてサービス提供単位を設定する必要があるか。	事業所における基本的なサービス提供単位を示すことが必要であると考えますが、ご質問のように1日1単位の中で、利用者個々の状態等により単位時間未満での受入れを行う場合については、個別にサービス提供単位を設定する必要はありません。ただし、午前と午後で利用者及び提供時間を区分することが明確な場合には、1日2単位として設定してください。

【別紙】

「通所介護等」と「緩和した基準による通所型サービス」を一体的に提供する場合の利用定員や人員基準、面積基準の具体例と必要となる手続きについて（説明会資料 P17～18 参照）

(例) 現行の「通所介護及び通所介護相当サービス」の利用定員が 30 名の場合

〈その 1〉

現行の 30 名に加え、新たに「緩和した基準による通所型サービス」の利用定員を 10 名とする場合

○利用定員

通所介護及び通所介護相当サービス 30 名

緩和した基準による通所型サービス 10 名

○人員基準（介護職員）

（通所介護及び通所介護相当サービス）＋（緩和した基準による通所型サービス）

＝（1＋15 名×0.2）＋（必要数：栃木市では利用者 15 名あたり従事者 1 名以上）＝5 名以上

○面積基準

事業所全体の利用定員 40 名×3 m²＝120 m²以上

○必要な手続き

- ・「通所介護」の利用定員について変更がない場合は、県（地域密着型の場合は市）へ変更届出書の提出の必要はありません。
- ・「緩和した基準による通所型サービス」について、市への指定申請書の提出（既に指定取得している事業所で、上記内容に変更が生じた場合は総合事業の変更届出書）

〈その 2〉

現行の 30 名を 25 名にして、「緩和した基準による通所型サービス」の利用定員を 5 名とする場合

○利用定員

通所介護及び通所介護相当サービス 25 名

緩和した基準による通所型サービス 5 名

○人員基準（介護職員）

（通所介護及び通所介護相当サービス）＋（緩和した基準による通所型サービス）

＝（1＋10 名×0.2）＋（必要数：栃木市では利用者 15 名あたり従事者 1 名以上）＝4 名以上

○面積基準

事業所全体の利用定員 30 名×3 m²＝90 m²以上

○必要な手続き

- ・「通所介護」の利用定員の変更について、県（地域密着型の場合は市）へ変更届出書の提出
- ・「通所介護相当サービス」について、市へ総合事業の変更届出書の提出
- ・「緩和した基準による通所型サービス」について、市へ指定申請書の提出（既に指定取得している事業所で、上記内容に変更が生じた場合は総合事業の変更届出書）

※付表等における利用定員の記載の仕方については、上記のとおり「通所介護及び通所介護相当サービス」と「緩和した基準による通所型サービス」を区別して記載してください。